

個人市県民税の主な制度改正のお知らせ

平成十七年一月から十二月までの所得の申告（平成十七年分の所得税・同十八年度分の住民税）から、次のとおり改正されます。これにより、税金が上がることや、今まで非課税だった方が課税されることがあります。また、この改正に伴い、新たに確定申告や市県民税申告が必要になる場合もありますので

ご注意ください。
■六十五歳以上の方や公的年金を受給されている方に適用
 ①公的年金等に係る所得の計算方法が変わります

公的年金等控除が改正されたため、年齢が六十五歳以上の方については、公的年金等の所得の計算方法が変わります（表参照）。六十五歳未満の方は、従来と変わりません。
 ＊所得税は平成十七年分の確定申告から、市県民税は同十八年度分から適用。
 ②老年者控除が廃止されます

六十五歳以上の方で、合計所得が一千万円以下の場合に適用されていた老年者控除（住民税四十八万円・所得税五十万円）が廃止されます。
 ③六十五歳以上の方の市県民税の非課税措置が廃止されます

六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に対する市県民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成十七年一月一日で六十五歳に達していた方は、次の経過措置が適用されます。

平成十八年度は個人市県民税の

所得割・均等割の三分の二を減額
 平成十九年度は個人市県民税の所得割・均等割の三分の一を減額
 平成二十年度は本来の税額で全額課税

■すべての納税者に適用

④定率控除が縮減されます
 個人市県民税所得割に適用されている定率控除が、平成十八年度課税分から二分の一に縮減されます。

定率控除の縮減

改正後	現行	
	率	限度額
	15%	四万円
	7・5%	二万円

⑤「生計同一の妻」は均等割の全額がかかります

夫婦とも川越市に住んでいて、均等割を納める夫と生計を共にし、合計所得金額が一定額（＊注）を超える妻は、均等割が平成十七年度は二分の一に減額されましたが、同十八年度から全額（市県民税三千円・県民税千円）がかかります。

＊注は本人が障害者でなく、控除対象配偶者と扶養親族がいな

い場合は、三十一万五千円（パート収入で九十六万五千円）です。

問い合わせ：市民税課第一係・TEL内線2343

消費税の確定申告相談会のお知らせ

川越税務署では、消費税の確定申告書（個人分）の書き方などについての相談会を開催します。ぜひご利用ください。

日時・会場：1月12日（木）

大東公民館▼1月13日

（金）高階南公民館▼1月

18日（水）西文化会館（メ

ルト）・午前10時～正

午・午後1時30分～午後

3時30分

内容：消費税の確定申告書

の書き方・提出受け付け

持ち物：①印鑑・ボールペ

ン・計算用具②平成十七

年分の青色申告決算書③

帳簿書類

問い合わせ：川越税務署個

人課税部門・TEL2351

9465

老人保健についてお願い

老人保健は、高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を図るための制度です。

老人保健医療費は、市民の皆さんの税金や各保険者の保険料などで賄われています。

市の老人保健医療費は平成十五年度が百八十八億二千六百三十万円、同十六年度が百九十一億九千三百七十七万二千円と増加していて、今後も増加していくことが予想されます。

限りある医療費を少しでも節約するために、市民の皆さんの協力をお願いします。

医療費節約のポイント

①かかりつけ医を持つ

②早期受診の心掛け

③医師の指示を守る

④なるべく一つの病気で、複数の医療機関を受診しない

⑤検診や予防接種を活用する

⑥栄養・運動・休養をバランスよく毎日の生活に取り入れ、健康の自己管理に努める

問い合わせ：福祉医療課老人

医療係・TEL内線2533

表・65歳以上の方の公的年金等の所得速算表

	公的年金等収入（A）	公的年金等の雑所得の算出式
現行	260万円未満	(A) - 1,400,000円
	260万円以上460万円未満	(A) × 75% - 750,000円
	460万円以上820万円未満	(A) × 85% - 1,210,000円
	820万円以上	(A) × 95% - 2,030,000円
改正後	330万円未満	(A) - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

伝統産業の活性化が「地域再生計画」に認定



首相官邸で行われた認定式にて

高齢化や後継者不足の問題を抱えている、川越の伝統産業を活性化するための「産業観光の振興に向けた伝統産業再生計画」が、

11月22日付けで「地域再生計画」として国から認定されました。12月6日、首相官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣から舟橋功一川越市長に認定書が授与されました。

今後、NPO法人川越蔵の会との協働で事業を行っていくことで、伝統産業の活性化を図り、観光に生かしていきたいと考えております。

問い合わせ…観光課観光企画担当・TEL内線2733

特定不妊治療費を助成します

医療保険が適応されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費の一部を助成しています。

対象：次の要件をすべて満たす

夫婦①法律上の夫婦である②夫婦の一方または双方が市内に住民登録または外国人登録がある③前年（一月～五月の申請は一昨年）における夫婦の所得の合計が六百五十万円未満④治療医療機関が市の指

定医療機関である

助成内容：夫婦一組につき、一

年度当たり十万円を限度に通

算二年度支給

申請書類は、総合保健センタ

ーにあります。詳しくは、お尋

ねください。

問い合わせ：総合保健センタ

母子保健係・TEL229・41

25

川越駅東口公共地下駐車場をご利用ください

最近、川越駅周辺の違法駐車

が増えています。違法駐車は、

渋滞を引き起こす原因となつた

り、自転車・バイクなどの通行

の妨げとなつたりします。また、

救急車などの緊急車両が通行す

る際に、支障を来す場合もあり

ます。

買い物・通勤・旅行・市内の

観光などで同駅周辺に車を駐車

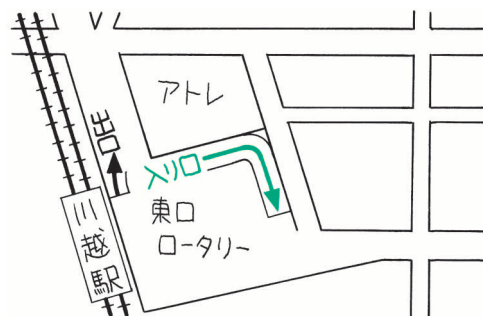
する場合は、川越駅東口公共地

下駐車場をご利用ください。

利用時間：午前7時～午後11時

（1月1日（祝）は休業日）

料金：三十分ごとに百二十六円



川越駅東口公共地下駐車場案内図

*駐車場への入り口は、アトレの南側にあります。

（十円未満は切り捨て）

*午後十時から翌日午前八時ま

では、千二百六十円（税込み）

です。

●回数券・プリペイドカードを

販売

お得な回数券・プリペイドカ

ードを販売しています。ご利用

ください。

回数券：三十分券（十一枚つづ

り）≪千二百六十円≫一時間

券（十一枚つづり）≪二千五

百二十円

プリペイドカード：五千円（三

十分券四十七枚相当）

問い合わせ：川越駅東口公共地

下駐車場料金所・TEL226・

0081

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の納め忘れはありませんか？

六十五歳以上の皆さんは、年金からの天引き（特別徴収）または納付書による個別納付（普通徴収）により、介護保険料を納めています。

普通徴収で、介護保険料を納

め忘れていらっしゃる方はいませんか？

特別な理由もなく介護保険料を

滞納していると、介護サービス

利用時に、滞納期間に応じて次

の措置が取られることになりま

す。

一年間滞納すると

通常一割の自己負担のどこ

ろ、介護費用をいったん全額自己負担してもらい、申請により後日、保険給付分（九割）が支払われます。

一年六か月間滞納すると

一時的に保険給付が差し止め

られ、申請しても保険給付分が

支払われなくなります。

二年間滞納すると

介護サービスを利用するとき

に、未納期間に応じて自己負担

が一割から三割に引き上げられ

ます。

人だけでなく、配偶者や世帯主も連帯して納付義務を負っています。介護サービスが必要になったときに困ることのないよう、介護保険料の納め忘れにご注意ください。

また、納め忘れをしないために、安全・便利な口座振替をぜひご利用ください。申し込みは、金融機関の窓口または介護保険課（本庁舎一階）で受け付けています。

問い合わせ：介護保険課保険料

資格係・TEL内線2571